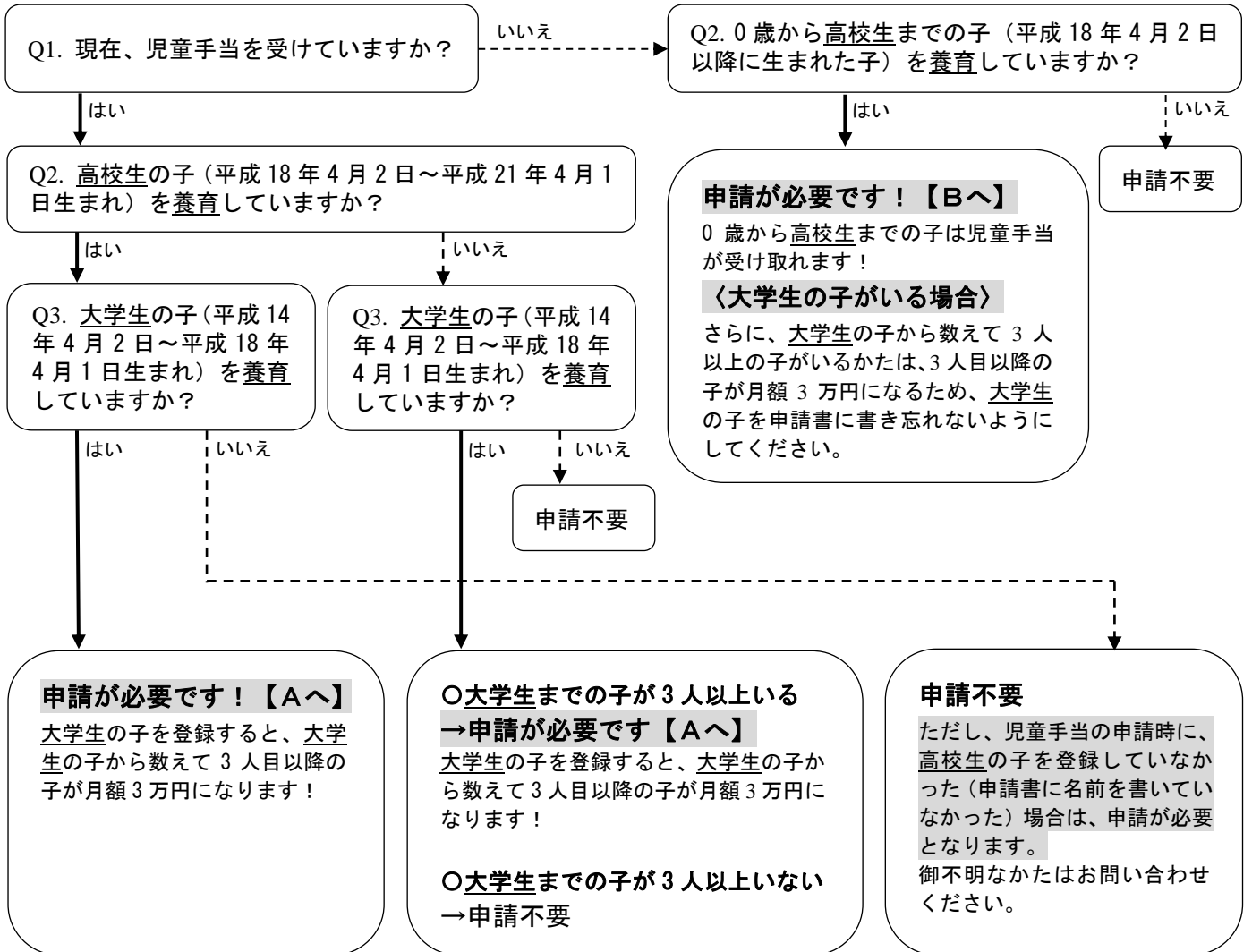


スタート（公務員のかたは、職場で申請してください。）



**A** 「児童手当額改定認定請求書」「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

**B** 「児童手当認定請求書」「請求者の口座が分かるものの写し（通帳・キャッシュカード等）」「請求者・配偶者の本人確認書類（運転免許証等）」を提出してください。  
※大学生の子がいる場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」を併せて提出してください。  
※高校生以下の子と別居している場合は「別居監護の申立書」を併せて提出してください。  
※令和6年1月1日時点で、請求者・配偶者が日本に住民票がなかった場合は、「パスポートの顔写真と出入国日がわかるページの写し」の提出が必要です。

## ●用語について

「養育している」とは・・・

保護者が日常的に面倒を見ていて、生活費等を主に負担していれば「養育している」こととなります。別居している場合も同様です。ただし、別居している場合は裏面に記載している必要書類の他に、「別居監護の申立書」（別居していても子の面倒を見ていることを申し立てるもの）を提出していただく場合があります。

高校生・大学生とは・・・

「高校生・大学生」と表記していますが、在学していない場合でも保護者に養育されていれば、対象児童となります。例えば、子が就職して収入がある場合でも、生活費等を主に保護者が負担している場合は児童手当の対象児童として見ることができます。

ただし、「婚姻している」「自立して生活を営んでいる」等、保護者が養育していない場合は対象外です。